

杉並区立大宮中学校いじめ防止基本方針

本校は「杉並区いじめ防止対策推進基本方針（令和6年8月改訂）」を受け、学校におけるいじめ問題を解決し、生徒が安心して学習、その他の活動に取り組めることができ、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見・事案対処及び重大事態への対応）のための対策を推進するため、以下の基本方針を策定する。

《いじめの定義》

定義

生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめの重大事態の定義】

法第28条第1項 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態に対処し及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害を生じた疑いがあると認めるとき

二 いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

Ⅰ 第1号「生命、心身又は財産に重大な被害」とは

例えば

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 など

Ⅱ 第2号「相当な期間」とは

不登校の定義（問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査）を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童・生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、この目安にかかわらず、迅速に調査を開始する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

Ⅰ いじめについての理解

（１）いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた生徒の人権や教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり絶対に許されない行為であり、全ての生徒はいじめを行ってはならない。

（２）いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも、次の2つの要件を満たす必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じて他の事情も考慮して判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間

とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間等が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害及び加害児童・生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注意深く観察する。

② 被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童・生徒がいじめの行為によりその心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童・生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが再発することも十分にあり得ることと認識し、被害生徒と加害生徒について、日常的に注意深く観察する必要がある。

2 いじめの防止対策の基本的な考え方

(1) いじめを生まない、許さない学校をつくる

いじめが生徒の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることを踏まえ、全ての生徒が安心して学習に取り組むことができるよう、いじめを許さないという教職員としての意識向上を図るとともに、学校がいじめ問題に対応できる校内体制をつくる。

(2) 生徒等の主体的な行動を促す

生徒のいじめに関する理解を深め、生徒がいじめをしない、いじめを放置しないなど、いじめを自分たちの問題と主体的に考え、話し合い、行動できるようにする。

(3) 家庭・地域・関係機関と連携した取り組み

いじめが複雑化、多様化する中、家庭・地域・関係機関がそれぞれの役割を認識しつつ連携を図り、いじめの問題解決に向けて社会全体という意識の下、取り組む。

3 本校におけるいじめ防止等に関する取り組み校本校に

(1) いじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織「いじめ対策委員会」を設置する。

(構成員：校長、副校長、生活指導主任、各学年の生活指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー)

(2) 未然に防止するための取組・方針

- ・規範意識の醸成や生命尊重、思いやりの心の育成
- ・道徳教育や人権教育、「いのちの教育」、読書活動・体験活動などの推進
- ・年3回以上の「いじめに関する授業」の実施。
- ・授業や行事に主体的に参加、活躍できる学校づくり
- ・互い理解し合い、互いに認め合える人間関係の構築（構成的グループエンカウンター 等）
- ・「ふれあい月間」等を活用したいじめアンケートの実施
- ・スクールカウンセラーを活用した生徒への個別面談
- ・生徒による「絆づくり」を促進し生徒がいじめは絶対に許されないことを自覚するように促し、いじめを許さない学校づくりを薦める
- ・年3回以上の校内研修の充実等を通じた教職員の資質・能力の向上
- ・情報モラル教育の推進
- ・学校いじめ防止基本方針についてはHP等で内容を周知する

(3) 早期発見、早期対応に向けた取組み

- ・学校いじめ防止基本方針及び「いじめ対応マニュアル」を活用した、地域との連携を含めた組織的な対応。
- ・生徒のささいな変化（人間関係・学校生活態度 等）に気付く。
- ・気付いた情報を学年及び校内委員会で共有する。
- ・「ふれあい月間」等を活用したいじめアンケートの実施、スクールカウンセラーを活用した生徒へ

の個別面談

- ・事実関係の把握及び情報に基づき教育相談コーディネーターを中心とした組織的に対応の実施
- ・学校、保護者等がいじめを絶対に許さないという姿勢を持ち、互いに情報を共有しつつ解決を図る。そのための学校は保護者等との信頼関係を築く。（きめ細やかな保護者への連絡や説明）
- ・いじめの実態を報告してくれた生徒・保護者への安全を確保する
- ・被害生徒のケア（スクールカウンセラーの活用）
- ・加害生徒の指導（何を反省して次ぎにどう生かすか、謝罪）
- ・組織的な対応
- ・教育委員会への迅速な報告と連携した対応
- ・再発防止及び解消に向けた生徒の行動観察

（４）記録の作成・保存

被害生徒への継続的な支援や、対応の事後的な検証のため、学校いじめ対策委員会を開催した際には会議録を作成するとともに、実施した調査（アンケート・聞き取り）や対応した内容についても記録を作成する。

いじめに係る会議録、調査結果等の記録については、全ての教職員が確認できる方法で保管し、いじめに係る生徒が卒業、転学、退学等をしてから５年間が経過するまでは適切に保存する。

４ 重大ないじめ事態が発生した場合の対応方針

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織において、重大事態であると判断した場合は又は重大事態に発展しそうな場合のほか、生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、速やかに済美教育センター教育ＳＡＴに報告する。その際、いじめの主旨と学校で把握した事実を明確に伝える。

５ いじめ防止に向けた校内組織（いじめ防止等に関する措置を実行的に行うための枠組み）

- ①生活指導部、いじめ対策委員会
- ②校長＋副校長＋生活指導部＋学年＋担任
- ③校長＋副校長＋生活指導部＋いじめ対策委員会＋学年＋担任
- 生活指導主任の役割
 - ・警察、地域、他校、他学年、からの情報収集、集約、連携
 - ・指導体制の構築、指導経過の把握
 - ・再発防止のための全体指導
 - ・いじめ対策委員会との連携、方針策定

６ 教職員のいじめ防止等のための対応能力を向上させるための取組

- ・年３回のいじめ問題に対する校内での共通理解、共通実践による研修機会の確保
- ・いじめ問題への対応の組織的な仕方や体制を理解する
- ・携帯電話やインターネット等におけるいじめの防止や対応の確認

７ その他

- ・組織的で、一貫性のある指導の実践
- ・生徒一人一人の個性を認め、自己肯定感の向上に繋がる指導の実践
- ・教員からの声かけ（あいさつなど）による日常的な生徒の状態観察

附 則

平成２９年４月１日校長決定により策定した杉並区立大宮中学校いじめ防止基本方針を、国の基本方針及び杉並区の「杉並区いじめ防止対策推進基本方針」の内容を踏まえ、令和７年４月１日に改定し、また改めて令和８年４月１日に改定した。